別表六の二（十）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の11第２項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(8)」の欄は、法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

3　「差引改定取得価額　((7)－(8))又は(((7)－(8))×$\frac{75}{100}$)　(9)」の欄は、租税特別措置法第42条の６第１項第１号から第３号まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）に掲げる減価償却資産にあつては「((7)－(8))」を適用して計算した金額を、同項第４号に掲げる減価償却資産にあつては「(((7)－(8))×$\frac{75}{100}$)」を適用して計算した金額を記載すること。

別表六の二(十)の表を次のように改める。